

船舶事故調査報告書

平成28年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚（のり網）
発生日時	平成27年10月18日 19時10分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市 ^{とよ} 志島南方沖 鳥羽港東防波堤灯台から真方位059° 1.4海里付近 (概位 北緯34° 30.2′ 東経136° 52.2′)
事故の概要	ヨット ^{ハーモニー} HarmonyⅢは、プロペラにロープが絡んで航行不能となり、のり網に乗り揚げた。 HarmonyⅢは、プロペラが脱落し、また、のり網は、アンカーロープが破断した。
事故調査の経過	平成27年11月6日、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット HarmonyⅢ、5トン未満（長さ8.20m）
船舶番号、船舶所有者等	250-45085愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラの脱落 のり網 アンカーロープの破断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3 海象：波向 西、波高 約0.7m
事故の経過	本船は、愛知県南知多町 ^{ひまか} 日間賀漁港（東港）を出発し、菅島水道を機走により西進中、浮遊していたロープがプロペラに絡んだ。 船長は、絡んだロープを外そうとしてクラッチを操作し、前進及び後進への切換操作を繰り返していたところ、プロペラが脱落して機走での航行が不能となったことを知った。 本船は、風潮流に圧流され、答志島南方沖に設置されたのり網に乗り揚げた。
分析	本船は、船長が、プロペラに絡んだロープを外そうとしてクラッチを操作し、前進及び後進への切換操作を繰り返していたところ、プロペラが脱落して機走での航行が不能となったことから、風潮流に圧流されたものと考えられる。 プロペラは、機関を後進に掛けた際にプロペラシャフトが緩んで脱落した可能性があると考えられるが、脱落に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、プロペラが脱落して機走での航行が不能となったため、本船が、風潮流に圧流され、答志島南方沖に設置されたのり網に乗り

	揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 航行中、プロペラに何かが絡んだときは、取り外そうとして、無理な機関操作をしないこと。・ のり網等が設置された海域近くで航行不能となったときは、周囲の状況を把握し、錨を投じるなどして二次災害を防ぐための対策を講じること。